

高山市森と木と人が共生する市民提案型森林づくり推進事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、林業及び木材産業の振興を図る新たな取組みについて、市民団体及び民間事業者等が自ら企画立案し実行する事業提案を募集し、審査により選定した事業について、予算の範囲内で補助金を交付することにより、地域の森林・林業に対する市民理解の醸成を図り、市民が主役の森林づくりを促進することを目的とし、その交付に関しては、高山市補助金交付規則（昭和34年高山市規則第5号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる法人又は団体とする。

- (1) 市内に事務所又は事業所を有する法人（以下「法人」という。）であって、次の要件を全て満たすもの
 - ア 市税等を滞納していないこと。
 - イ 政治及び宗教活動を目的としていないこと。
 - ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に定める暴力団又は暴力団員の統制下でないこと。
- (2) 本市に住民登録のある者3人以上で組織された団体（以下「団体」という。）であって、次の要件を全て満たすもの
 - ア 前号の要件を全て満たしていること。
 - イ 代表者又は役員の設定のあること。
 - ウ 規約又はこれに準ずるものが定められていること。
 - エ 収支の経理が明確にされていること。
- (3) その他市長が適当と認めるもの

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、新たに取り組もうとする公益性及び汎用性の高い事業であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 森林経営の効率化を図る事業
- (2) 広葉樹施業の推進を図る事業
- (3) 森林所有者の森林経営又は管理の意欲の向上を図る事業
- (4) 森林技術者の育成、森林技術継承を図る事業
- (5) 観光景観林又は里山林の保全を図る事業
- (6) 市産材のブランド化及び高付加価値化を図る事業
- (7) 市産材の安定供給体制強化を図る事業

- (8) 未利用材の活用を図る事業
- (9) 広葉樹材の活用を図る事業
- (10) 木の良さの普及・啓発を図る事業
- (11) 住宅以外での木材利用啓発を図る事業
- (12) 下流域や森林連携を行っている都市部自治体等の都市住民、NPO、企業等との連携による森林づくりの推進又は普及啓発を図る事業
- (13) 木育の推進を図る事業
- (14) 森林空間の活用を図る事業
- (15) その他高山市森林整備計画（令和2年3月31日高山市告示第230号）の基本施策に掲げる取組み又は課題の解決を図る事業であって市長が特に必要と認めた事業

2 補助対象事業は、申請年度内に完了する事業とする。

3 補助対象者は、同一の補助対象事業において市の他の補助金の交付を受けることができない。

（補助対象経費）

第4条 補助金の交付対象となる経費は、補助対象事業に係る経費のうち、別表に掲げる経費とする。ただし、国、県その他の団体から補助金の交付を受ける場合は、当該補助金の額を控除した額とする。

（補助金の額等）

第5条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内の額とし、250万円を限度とする。ただし、補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、市長が別に定める期間内に、高山市森と木と人が共生する市民提案型森林づくり推進事業補助金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（別記様式第2号）
- (2) 収支予算書（別記様式第3号）
- (3) 見積書
- (4) 法人にあつては、法人登録の登記事項証明書
- (5) 団体にあつては、次に掲げる書類
 - ア 規約又はこれに準ずるもの
 - イ 構成員名簿（別記様式第4号）
 - ウ 直近の総会資料等活動内容がわかる資料
- (6) その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定等）

第7条 市長は、前条に規定する申請書の提出を受けたときは、高山市森と木と人が共生する市民提案型森林づくり推進事業選定審査会（以下「審査会」という。）において審査を行い、審査結果により補助金の交付を適当と認めるときは、高山市森と木と人が共生する市民提案型森林づくり推進事業補助金交付決定通知書（別記様式第5号）により、補助金を交付することが不適当と認めるときは高山市森と木と人が共生する市民提案型森林づくり推進事業補助金不交付決定通知書（別記様式第6号）により申請者に通知するものとする。

2 前項の規定による審査において、市の事業として行うことが効果的であると認めた補助対象事業の一部又は全部については、市の委託事業として実施することができるものとし、この場合において、この要綱による補助金の交付対象とはしない。

（補助事業の変更等）

第8条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が事業計画の変更、補助対象経費の減額又は補助事業の中止をしようとするときは、高山市森と木と人が共生する市民提案型森林づくり推進事業補助金変更等承認申請書（別記様式第7号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 変更事業計画書（別記様式第8号）
- (2) 変更収支予算書（別記様式第9号）
- (3) 見積書
- (4) その他市長が必要と認める書類

（変更等の決定）

第9条 市長は、前条に規定する変更承認申請書の提出を受けたときは、その内容を審査のうえ補助金の交付の適否及び補助金の交付の内容の変更を決定し、その内容を高山市森と木と人が共生する市民提案型森林づくり推進事業補助金変更等決定通知書（別記様式第10号）により補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに高山市森と木と人が共生する市民提案型森林づくり推進事業補助金実績報告書（別記様式第11号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績報告書（別記様式第12号）
- (2) 収支決算書（別記様式第13号）
- (3) 補助対象経費の支払いを確認できるもの
- (4) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定等）

第11条 市長は、前条に規定する報告書の提出を受けたときは、その内容を審査し、交付決定の

内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、高山市森と木と人が共生する市民提案型森林づくり推進事業補助金確定通知書（別記様式第14号）により補助事業者
に通知するものとする。

（補助金の交付）

第12条 補助事業者は、前条の規定により補助金の額の確定を受けたときは、高山市森と木と人が共生する市民提案型森林づくり推進事業補助金交付請求書（別記様式第15号）を市長に提出
しなければならない。

（補助金の概算払い）

第13条 補助事業者は、前項の規定にかかわらず、第7条に規定する補助金の交付決定日以後に
おいて、高山市森と木と人が共生する市民提案型森林づくり推進事業補助金概算払請求書（別記
様式第16号）により補助金の概算払いを請求することができる。この場合において、市長は、
補助金の交付目的を達成するため必要があると認めるときは、概算払いによる補助金を交付する
ことができる。

（書類の整備及び保存）

第14条 補助事業者は、補助事業に係る予算と決算の関係を明らかにした調書を作成し、その他
の証拠書類とともに整備しておかなければならない。

2 前項の調書及びその他の証拠書類は、補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から5年間
保存しなければならない。

（検査等）

第15条 市長は、補助事業者に対して事業の適切な実施に関し必要な指示をし、若しくは報告を
求め、又は職員をして検査をさせることができる。

（交付決定の取消し又は補助金の返還）

第16条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当した場合は、交付を決定した補助金の
全部若しくは一部を取消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることがで
きる。

- (1) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- (2) 提出書類に虚偽の事項を記載し、又は補助金の執行に関し不正な行為があったとき。
- (3) この要綱の規定に違反したとき。

（委任）

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行し、同日以後に実施する事業について適用する。

別表（第4条関係）

区分	費目	内 容
人的経費	賃金	当該事業を実施する事業実施主体が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価
	報償費	資料整理、技術者の補助、専門的知識の提供、資料の収集等について協力を得た講師等に対する謝礼等に必要な経費（補助事業者の構成員への謝金は対象外とする。）
	旅費	事業実施主体が行う資料収集、各種調査、検討会、指導、講師派遣、打合せ、普及啓発活動、委員会等の実施に必要な経費
その他経費	消耗品費	文献、書籍、消耗品、消耗機材、各種事務用品等の調達に必要な経費
	印刷製本費	文書、図面、パンフレット等の印刷に必要な経費
	役務費	郵便料、諸物品の運賃、広告費、傷害保険料、クラウドファンディング手数料等の経費
	委託料	立木の伐採・搬出、木材の製材・加工、看板製作、調査、試験、設計、分析、コンサルタント当該事業の補助の目的である事業の一部分を他の民間団体・企業に委託するために必要な経費（事業の主たる部分を委託する場合は対象外とする。）
	使用料及び賃借料	会場、車両、機材等の使用料及び賃借料等に必要な経費
	工事請負費	モデル的に行う簡易な木造作業施設等の設置、木質化工事等の請負工事に必要な経費（事業の主たる部分が請負工事となる場合は対象外とする。）
	原材料費	木材、杭、獣害対策資材等の原材料の調達に必要な経費
<p>補助対象外経費 いかなる理由にもかかわらず次に掲げる経費は補助の対象としない。</p> <p>(1) 団体等の運営に関する経費</p> <p>ア 団体等の運営に必要な恒常的経費（家賃、車両管理、水道光熱費等）</p> <p>イ 団体等の会報（ホームページ等含む。）の作成費及び送料などに関する経費</p> <p>(2) 他団体への補助（助成）等を目的とした経費</p> <p>(3) 個人が準備することが適当と考えられるものに係る経費（服、靴等）</p> <p>(4) その他本事業として相応しくない経費</p>		

年 月 日

（あて先）高山市長

申請者 所在地
団体名
代表者（氏名）
連絡先

高山市森と木と人が共生する市民提案型森林づくり推進事業補助金交付申請書

下記のとおり高山市森と木と人が共生する市民提案型森林づくり推進事業補助金の交付を受けたいので、高山市森と木と人が共生する市民提案型森林づくり推進事業補助金交付要綱第6条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

申請にあたり、私は暴力団員等若しくは暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有する者でないことを宣誓します。

なお、本申請の審査を行うにあたり、私の市税の納入状況を調査すること及び必要に応じ、暴力団との関係について岐阜県警察本部に照会することを承諾します。

記

1. 事業名

2. 実施期間 年 月 日 ～ 年 月 日

3. 補助事業に要する経費 円

4. 交付申請額 円

5. 添付書類

- (1) 事業計画書（別記様式第2号）
- (2) 収支予算書（別記様式第3号）
- (3) 見積書
- (4) 法人にあつては、法人登録の登記事項証明書
- (5) 団体にあつては、次に掲げる書類
 - ア 規約又はこれに準ずるもの
 - イ 構成員名簿（別記様式第4号）
 - ウ 直近の総会資料等活動内容がわかる資料
- (6) その他市長が必要と認める書類

事業計画書

事業名				
申請者に関する事項	団体・法人名			
	代表者氏名			
	所在地	〒		
	団体の場合は 構成員数			
	事務局・職氏名			
	事務局・連絡先	住所：〒 電話： E-mail：	FAX：	
	過去の事業実績			
事業計画に関する事項	①実施期間	年 月 日 ～ 年 月 日		
	②実施場所			
	③補助対象事業	番号	事業分野	
	④事業の目的			
	⑤事業の内容			
	⑥事業推進体制			
	⑦次年度以降の 事業計画			
	⑧自己財源の 調達方法			
⑨他への補助・ 助成等の申請	() あり（助成事業団体名： ※助成申請書や予算書、交付決定通知の写しを添付	() なし		

※③補助対象事業は、高山市森と木と人が共生する市民提案型森林づくり推進事業補助金交付要綱第3条第1項に掲げる事業のうち、該当する事業を全て記載してください。

別記様式第3号（第6条関係）

収支予算書

(収入)

費目	金額（円）	内訳
高山市補助金		
国・県等他の補助金・助成金		
事業収入		
自己財源		
その他		
合計		

(支出)

区分	費目	金額（円）	内訳
補助対象経費	人的経費	賃金	
		報償費	
		旅費	
		小計	
	その他経費	消耗品費	
		印刷製本費	
		役務費	
		委託料	
		使用料及び賃借料	
		工事請負費	
		原材料費	
	小計		
	補助対象外経費		
小計			
合計			

※「内訳」の欄は、必要に応じ別表（単価×数量）を添付してください。

※必要に応じ金額の内訳がわかる書類を添付してください。

別記様式第4号（第6条関係）

構成員名簿

整理 番号	氏 名	住所 (住民登録地)	生年月日 (高山市民に限る。)
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			

年 月 日

様

高山市長

高山市森と木と人が共生する市民提案型森林づくり推進事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった高山市森と木と人が共生する市民提案型森林づくり推進事業補助金について、下記のとおり決定したので、高山市森と木と人が共生する市民提案型森林づくり推進事業補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

1. 事業名
2. 交付決定額 円
3. 交付条件等

年 月 日

様

高山市長

高山市森と木と人が共生する市民提案型森林づくり推進事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった高山市森と木と人が共生する市民提案型森林づくり推進事業補助金について、高山市森と木と人が共生する市民提案型森林づくり推進事業補助金交付要綱第7条の規定による審査の結果、次の理由により交付しないことに決定しましたので通知します。

記

1. 事業名
2. 理由

年 月 日

（あて先）高山市長

申請者 住 所
団体名
代表者（氏名）
連絡先

高山市森と木と人が共生する市民提案型森林づくり推進事業補助金変更等承認申請書

年 月 日付けで交付決定を受けた高山市森と木と人が共生する市民提案型森林づくり推進事業補助金について、下記のとおり変更（中止）したいので、高山市森と木と人が共生する市民提案型森林づくり推進事業補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1. 事業名
2. 変更内容
3. 変更（中止）の理由
4. 変更前の補助金交付決定額 円
5. 補助金増額・減少申請額 円
6. 変更後の補助金申請額 円
7. 添付書類
 - (1) 変更事業計画書（別記様式第8号）
 - (2) 変更収支予算書（別記様式第9号）
 - (3) 見積書
 - (4) その他市長が必要と認める書類

変更事業計画書

（変更箇所がわかるように記載）

事業名				
申請者に関する事項	団体・法人名			
	代表者氏名			
	所在地	〒		
	団体の場合は構成員数			
	事務局・職氏名			
	事務局・連絡先	住所：〒 電話： E-mail：	FAX：	
	過去の事業実績			
事業計画に関する事項	①実施期間	年 月 日 ～ 年 月 日		
	②実施場所			
	③補助対象事業	番号	事業分野	
	④事業の目的			
	⑤事業の内容			
	⑥事業推進体制			
	⑦次年度以降の事業計画			
	⑧自己財源の調達方法			
⑨他への補助・助成等の申請	() あり（助成事業団体名：)	() なし		
		※助成申請書や予算書、交付決定通知の写しを添付		

※③補助対象事業は、高山市森と木と人が共生する市民提案型森林づくり推進事業補助金交付要綱第3条第1項に掲げる事業のうち、該当する事業を全て記載してください。

変更収支予算書

(収入)

費目	変更前金額（円）	変更後金額（円）	内訳
高山市補助金			
国・県等他の補助金・助成金			
事業収入			
自己財源			
その他			
合計			

(支出)

区分	費目	変更前金額（円）	変更後金額（円）	内訳
補助対象経費	人的経費	賃金		
		報償費		
		旅費		
		小計		
	その他経費	消耗品費		
		印刷製本費		
		役務費		
		委託料		
		使用料及び賃借料		
		工事請負費		
		原材料費		
	小計			
	補助対象外経費			
小計				
合計				

※「内訳」の欄は、必要に応じ別表（単価×数量）を添付してください。

※必要に応じ金額の内訳がわかる書類を添付してください。

年 月 日

様

高山市長

高山市森と木と人が共生する市民提案型森林づくり推進事業補助金変更等決定通知書

年 月 日付けで申請のあった高山市森と木と人が共生する市民提案型森林づくり推進事業補助金変更等承認申請書について、下記のとおり決定したので、高山市森と木と人が共生する市民提案型森林づくり推進事業補助金交付要綱第9条の規定により通知します。

記

1. 事業名
2. 決定事項 交付（内容の変更）・中止
3. 変更前の補助金交付決定額 円
4. 補助金増額・減少決定額 円
5. 変更後の補助金交付決定額 円

年 月 日

(あて先) 高山市長

申請者 住所
団体名
代表者 (氏名)
連絡先

高山市森と木と人が共生する市民提案型森林づくり推進事業補助金実績報告書

年 月 日付けで交付決定のあった高山市森と木と人が共生する市民提案型森林づくり推進事業補助金を完了しましたので、高山市森と木と人が共生する市民提案型森林づくり推進事業補助金交付要綱第 1 0 条に基づき、関係書類を添えて報告します。

記

1. 事業名
2. 交付決定額 円
3. 補助対象経費の実支出額 円
4. 添付書類
 - (1) 事業実績報告書 (別記様式第 1 2 号)
 - (2) 収支決算書 (別記様式第 1 3 号)
 - (3) 補助対象経費の支払いを確認できるもの
 - (4) その他市長が必要と認める書類

収支決算書

(収入)

費目	金額（円）	内訳
高山市補助金		
国・県等他の補助金・助成金		
事業収入		
自己財源		
その他		
合計		

(支出)

区分	費目	金額（円）	内訳
補助対象経費	人的経費	賃金	
		報償費	
		旅費	
		小計	
	その他経費	消耗品費	
		印刷製本費	
		役務費	
		委託料	
		使用料及び賃借料	
		工事請負費	
		原材料費	
	小計		
	補助対象外経費		
小計			
合計			

※「内訳」の欄は、必要に応じ別表（単価×数量）を添付してください。

※必要に応じ金額の内訳がわかる書類を添付してください。

年 月 日

様

高山市長

高山市森と木と人が共生する市民提案型森林づくり推進事業補助金確定通知書

年 月 日付けで申請のあった高山市森と木と人が共生する市民提案型森林づくり推進事業補助金実績報告書について、下記のとおり決定したので、高山市森と木と人が共生する市民提案型森林づくり推進事業補助金交付要綱第11条の規定により通知します。

記

1. 事業名
2. 補助金交付決定額 円
3. 補助対象経費の実支出額 円
4. 補助金確定額 円

年 月 日

（あて先）高山市長

請求者 住所
団体名
代表者（氏名）
連絡先

高山市森と木と人が共生する市民提案型森林づくり推進事業補助金交付請求書

年 月 日付けで確定通知のあった高山市森と木と人が共生する市民提案型森林づくり推進事業補助金について、高山市森と木と人が共生する市民提案型森林づくり推進事業補助金交付要綱第12条に基づき、下記のとおり請求します。

記

補助金交付請求額	円
補助金確定額	円
補助金既交付済額	円

振込先

金融機関名	銀行・金庫 農協・組合	本店・支店
預金種目	普通 ・ 当座	
口座番号		
フリガナ		
口座名義		

年 月 日

（あて先）高山市長

請求者 住所
団体名
代表者（氏名）
連絡先

高山市森と木と人が共生する市民提案型森林づくり推進事業補助金概算払請求書

年 月 日付けで交付決定のあった高山市森と木と人が共生する市民提案型森林づくり推進事業補助金について、高山市森と木と人が共生する市民提案型森林づくり推進事業補助金交付要綱第13条に基づき、下記のとおり概算払いによる補助金を請求します。

記

補助金交付請求額	円
補助金決定額	円
補助金既交付済額	円

振込先

金融機関名	銀行・金庫 農協・組合	本店・支店
預金種目	普通 ・ 当座	
口座番号		
フリガナ		
口座名義		